

## 災害給付について

災害給付は、組合員（任意継続組合員を含む）又はその被扶養者が、水震火災その他の非常災害によって住居若しくは家財に損害を受けた場合等に支給されます。

「水震火災その他非常災害」とは

洪水、つなみ、地震、火災、落雷、地割、たつまき、台風、豪雨による浸水、崖崩、雪崩等の自然現象をいいますが、その他予測し難い事故、たとえば、列車衝突：脱線、交通事故等も非常災害に含まれます。

### ●災害見舞金(住居又は家財に損害を受けた場合)

組合員の住居又は家財が水、地震、火災その他の非常災害により損害を受けた場合は、その損害の程度に応じて、住居又は家財のそれぞれについて、別個に次表を適用してその月数を合算し、標準報酬の月額に乗じて得た額が災害見舞金として支給されます。

災害見舞金を請求する際には、職場の共済事務担当係をとおして次の書類を提出してください。（任意継続組合員の方は、直接、共済組合へ提出してください。）

#### 【提出書類】

- ①災害見舞金請求書（様式第35号）
- ②災害見舞金支給調査書（別紙様式第6号）
- ③証拠写真（被害の状況が分かる写真：住居内外、多方向から写したもの）
- ④見取図
- ⑤被害状況の内訳

◆「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として住んでいる家屋で、自宅、借間借家、公営住宅の別は問いません。

◆「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な財産(衣服、寝具、食品、食器、燃料、家具、調度品等)であり、山林、田畑、貸家、宅地等の不動産及び現金、有価証券、預貯金等は含まれません。（家財は原則として、住居内にあるものに限られます。）

◆盗難による家財の損害は含まれません。

◆災害発生を予知して出される立退命令によって住居を移動する場合の費用も、損害を受けたものとして取り扱われます。

◆同一世帯に組合員が2人以上ある場合は、各組合員について支給されます。

◆被扶養者が別居している場合は、その住居又は家財を組合員のものの一部として取り

扱われます。

◆災害見舞金の額の算定は、住居、家財の月数を合算しますが、3月を超えて支給することはできません。

◆損害の程度は、原則として、住居又は家財を換価して判定します。

・住居の損害の程度の判定については、市町村長等が証明する「り災証明」及び損害の程度を勘案し総合的に判定します。

・家財の損害の程度については、「被害状況の内訳」に基づき算定します。

損 害 の 程 度		月 数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		3月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		2月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		1月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		0.5月
浸 水 の 程 度		月数
台風等による水害のため、浸水により平屋建の住居又は家財が損害を受け、当分の間、損害程度の認定が困難な場合に限り住居及び家財の損害を区別することなく、外形的標準により取り扱う。	床上 30cm以上	0.5月
	床上 120cm以上	1月

●弔慰金、家族弔慰金(組合員又は被扶養者が非常災害により死亡した場合)

組合員又は被扶養者が、水害、地震、火災その他非常災害で、自己の故意又は過失によらない不慮の災害により死亡した場合に標準報酬の月額（被扶養者の場合は標準報酬の月額の7割分）が支給されます。

弔慰金、家族弔慰金を請求する際には、職場の共済事務担当係または共済組合保険課保険係までお問い合わせください。

連絡先 北海道市町村職員共済組合 保険課保険係 TEL 011-330-2563 (直通) FAX 011-231-0680
---